（作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第四条　作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人安全衛生技術試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改め、本則第二号及び第三号中「東京都千代田区三崎町一丁目三番十二号」を「東京都千代田区西神田三丁目八番一号」に改める。

（作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令の一部改正）

第五条　作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改め、本則第二号及び第三号中「東京都千代田区三崎町一丁目三番十二号」を「東京都千代田区西神田三丁目八番一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十二日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎

ミツビシ　ユーエフジェー　トラスト　インターナショナル　リミテッドの項の次に次のように加える。

ステート　ストリート　バンク　イタリア共和国　ミラノ市　ヴィア　フェランテ　アポルティ　十エスピーエー

ノードドイチェ　ランデスバン　ドイツ連邦共和国　ハノーファー市　フレデリックウォール　十ク　ジロセントラル

○経済産業省環境省令第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

表中「社団法人産業環境管理協会（昭和三十八年八月二十九日に社団法人大気汚染防止工業協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人産業環境管理協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年六月十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一四八〇	山田　兼司	二五、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一七二一	清水　延晏	二五、五、二八	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年六月十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日
四四三〇	二五、五、二四	小菅　洋司
四四三一	二五、五、二四	毛利　和人
四四三二	二五、五、二四	谷古宇久美子

○法務省告示第二百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ノースカロライナ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年六月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	ロナルド・クレイ・ハリス・ジュニア
生年月日	千九百七十二年七月三十一日
国　籍	アメリカ合衆国

○法務省告示第二百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十五年六月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者

氏　名	ロナルド・クレイ・ハリス・ジュニア
生年月日	千九百七十二年七月三十一日
国　籍	アメリカ合衆国
原資格国	アメリカ合衆国ノースカロライナ州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国コロンビア特別区において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二百十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年六月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名	ティモシー・アラン・マキ
生年月日	千九百七十一年六月十五日
国　籍	ニュージーランド

○外務省告示第二百号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、条約第十五条の規定等に従い、また、附属書Ⅲは、条約第十六条の規定等に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十五年六月十二日に効力を生じた。

（平成二十五年三月十四日付け、平成二十五年四月十九日付け及び平成二十五年五月二十九日付け条約事務局通告）

なお、日本国政府は、カルカリヌス・ロンギマヌス、スフェルナ・レウィニ、スフェルナ・モカルラン、スフェルナ・ジュガイナ及びランナ・ナススを附属書Ⅱに掲げる改正につき条約第十五条3の規定に基づいて留保を付する旨を条約の寄託政府であるスイス連邦政府に通告した。

平成二十五年六月十二日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ

動物界の哺乳綱の有袋目ふくろおおかみ科テュラキヌス・キュノケファルス、カンガルー目のカンガルー科オニュコガレア・ルナタ及びねずみカンガルー科カロプリュンヌス・カンペストリス並びにバンディクート目のぶたあしバンディグート科カイロプス・エカウダトゥス及びみみながバンディグート科マクロティス・レウクラ、鳥綱のきじ目きじ科ロフラ・インペリアリス及びきつつき科カンペフィルス・インペリアリス、